

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成 8 年 9 月 1 2 日	不動産番号	3 1 1 7 0 0 0 1 9 7 5 2 1
地図番号	S ⁵ 4 2 - 3、S ⁵ 4 2 - 4	筆界特定	余 白		
所 在	諫早市栄田町			余 白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
5 3 7 番 1	畑	1 2 9 5		余 白	
余 白	余 白	余 白		昭和 6 3 年 法 務 省 令 第 3 7 号 附 則 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 移 記 平成 8 年 9 月 1 2 日	
余 白	余 白	1 4 0 2		③ 錯 誤 国 土 調 査 に よ る 成 果 〔平成 2 6 年 1 2 月 2 日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和 5 0 年 7 月 8 日 第 6 5 6 8 号	原因 昭和 5 0 年 7 月 5 日 贈 与 所有者 諫早市下大渡野町 5 2 番 地 坂 口 繁 巳 順位 2 番 の 登 記 を 移 記
	余 白	余 白	昭和 6 3 年 法 務 省 令 第 3 7 号 附 則 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 移 記 平成 8 年 9 月 1 2 日
2	条件付所有権移転仮登記	平成 9 年 1 0 月 2 3 日 第 1 4 2 6 9 号	原因 平成 9 年 1 0 月 1 6 日 売 買 (条 件 農 地 法 第 5 条 の 許 可) 権利者 長崎市元船町 1 7 番 1 号 長 崎 県 住 宅 供 給 公 社
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
3	所有権移転	平成 2 4 年 3 月 2 7 日 第 7 0 3 6 号	原因 平成 2 3 年 1 1 月 2 7 日 相 続 所有者 諫早市下大渡野町 5 2 番 地 坂 口 貢 二
4	所有権移転	平成 3 0 年 3 月 1 3 日 第 4 6 3 5 号	原因 平成 9 年 1 1 月 1 日 時 効 取 得 所有者 長崎市元船町 1 7 番 1 号 長 崎 県 住 宅 供 給 公 社
5	2 番 仮 登 記 抹 消	平成 3 0 年 3 月 1 3 日 第 4 6 3 7 号	原因 平成 9 年 1 1 月 1 日 混 同



人
口
調
査
票

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

(長崎地方法務局諫早支局管轄)

令和6年2月14日

長崎地方法務局

登記官

平 野 孝 敏



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K59066 (1/5)

2/2

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年9月12日	不動産番号	3117000197524
地図番号	S ⁵ 42-2、S ⁵ 42-4	筆界特定	余白		
所 在	諫早市栄田町			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
539番	畑	1543		余白	
539番1	余白	1212		①③539番1、539番2に分筆 〔平成3年12月20日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年9月12日	
余白	余白	1142		③錯誤 国土調査による成果 〔平成26年12月2日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和47年10月12日 第9166号	原因 昭和47年10月12日贈与 所有者 諫早市下大渡野町611番地 岸 隆 治 順位3番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示更正	平成8年9月13日 第14527号	原因 錯誤 住所 諫早市下大渡野町611番地2
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年9月12日
2	条件付所有権移転仮登記	平成9年10月23日 第14268号	原因 平成9年10月1日売買(条件 農地法 第5条の許可) 権利者 長崎市元船町17番1号 長 崎 県 住 宅 供 給 公 社
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
3	所有権移転	平成18年9月27日 第19006号	原因 平成18年6月24日相続 所有者 諫早市下大渡野町611番地2 岸 和 彦
4	所有権移転	平成30年3月13日 第4636号	原因 平成9年11月1日時効取得 所有者 長崎市元船町17番1号 長 崎 県 住 宅 供 給 公 社
5	2番仮登記抹消	平成30年3月13日 第4637号	原因 平成9年11月1日混同

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根抵当権設定	平成 8 年 9 月 1 3 日 第 1 4 5 2 8 号	原因 平成 8 年 9 月 1 2 日設定 極度額 金 1, 5 0 0 万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債務者 諫早市下大渡野町 6 1 1 番地 2 岸 隆 治 根抵当権者 長崎県諫早市八坂町 1 番 1 0 号 諫 早 信 用 金 庫 共同担保 目録(※)第 1 4 5 5 号
2	1 番根抵当権抹消	平成 9 年 8 月 7 日 第 1 0 9 4 9 号	原因 平成 9 年 8 月 6 日解除



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。
(長崎地方法務局諫早支局管轄)

令和 6 年 2 月 1 4 日
長崎地方法務局

登記官

平 野 孝 敏



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年9月12日	不動産番号	3117000197523
地図番号	S ⁵ 42-3、S ⁵ 42-4	筆界特定	余白		
所 在	諫早市栄田町			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
538番	畑	1279		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年9月12日	
余白	余白	1275		③錯誤 国土調査による成果 〔平成26年12月2日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和47年10月12日 第9166号	原因 昭和47年10月12日贈与 所有者 諫早市下大渡野町611番地 岸 隆 治 順位3番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示更正	平成9年10月23日 第14267号	原因 錯誤 住所 諫早市下大渡野町611番地2 代位者 長崎市元船町17番1号 長 崎 県 住 宅 供 給 公 社 代位原因 平成9年10月1日売買の条件付所有権移転仮登記請求権
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年9月12日
2	条件付所有権移転仮登記	平成9年10月23日 第14268号	原因 平成9年10月1日売買(条件 農地法第5条の許可) 権利者 長崎市元船町17番1号 長 崎 県 住 宅 供 給 公 社
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
3	所有権移転	平成18年9月27日 第19006号	原因 平成18年6月24日相続 所有者 諫早市下大渡野町611番地2 岸 和 彦
4	所有権移転	平成30年3月13日 第4636号	原因 平成9年11月1日時効取得 所有者 長崎市元船町17番1号 長 崎 県 住 宅 供 給 公 社
5	2番仮登記抹消	平成30年3月13日 第4637号	原因 平成9年11月1日混同



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(長崎地方法務局諫早支局管轄)

令和6年2月14日

長崎地方法務局

登記官

平 野 孝 敏



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K59066 (2 / 5)

2 / 2

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年9月12日	不動産番号	3117000197539
地図番号	S ⁵ 42-4	筆界特定	余白		
所 在	諫早市栄田町			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
545番2	畑	343		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年9月12日	
余白	余白	324		③錯誤 国土調査による成果 〔平成26年12月2日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和47年10月12日 第9166号	原因 昭和47年10月12日贈与 所有者 諫早市下大渡野町611番地 岸 隆 治 順位3番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示更正	平成9年10月23日 第14267号	原因 錯誤 住所 諫早市下大渡野町611番地2 代位者 長崎市元船町17番1号 長 崎 県 住 宅 供 給 公 社 代位原因 平成9年10月1日売買の条件付所有権移転仮登記請求権
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年9月12日
2	条件付所有権移転仮登記	平成9年10月23日 第14268号	原因 平成9年10月1日売買(条件 農地法第5条の許可) 権利者 長崎市元船町17番1号 長 崎 県 住 宅 供 給 公 社
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
3	所有権移転	平成18年9月27日 第19006号	原因 平成18年6月24日相続 所有者 諫早市下大渡野町611番地2 岸 和 彦
4	所有権移転	平成30年3月13日 第4636号	原因 平成9年11月1日時効取得 所有者 長崎市元船町17番1号 長 崎 県 住 宅 供 給 公 社
5	2番仮登記抹消	平成30年3月13日 第4637号	原因 平成9年11月1日混同



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(長崎地方法務局諫早支局管轄)

令和6年2月14日

長崎地方法務局

登記官

平 野 孝 敏



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K59066 (4 / 5)

2 / 2

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年9月12日	不動産番号	3117000197421
地図番号	S ⁵ 42-1、S ⁵ 42-3		筆界特定	余白	
所 在	諫早市栄田町			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
406番	畑	892		余白	
余白	宅地	892 00		②③昭和53年4月30日地目変更 〔昭和53年5月24日〕	
406番1	余白	765 38		①③406番1、406番2に分筆 〔昭和53年9月1日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年9月12日	
余白	余白	1031 64		③408番1を合筆 〔平成8年10月30日〕	
余白	余白	1053 72		③錯誤 〔平成8年10月30日〕	
余白	余白	1040 14		③406番1、406番3、406番4に分筆 〔平成8年10月30日〕	
余白	余白	1044 90		③402番4を合筆 〔平成8年12月25日〕	
余白	余白	1036 01		③錯誤 国土調査による成果 〔平成26年12月2日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成6年8月18日 第13375号	原因 平成6年8月5日売買 所有者 長崎市元船町17番1号 長 崎 県 住 宅 供 給 公 社 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年9月12日
2	合併による所有権登記	平成8年10月30日 第17196号	所有者 長崎市元船町17番1号 長 崎 県 住 宅 供 給 公 社
3	合併による所有権登記	平成8年12月25日 第20896号	所有者 長崎市元船町17番1号 長 崎 県 住 宅 供 給 公 社



栄田野406-1

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(長崎地方法務局諫早支局管轄)

令和6年2月14日

長崎地方法務局

登記官

平野孝敏



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K59066 (5/5)

2/2